

<市第 4 号議案説明資料>

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 趣旨

このたび、本条例により、市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定を受けている法人のうち1法人が解散したため、この法人について、指定の取消しを行うこととなりました。

また、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定を受けるため、新たに2法人から指定の申出があり、当該法人について、指定基準等に基づき審査を行ったところ、基準に適合することが認められました。

そこで、解散した法人の指定を取り消すため、また、指定の申出のあった2法人を新たに条例で指定するため、本条例の一部改正を行います。

2 条例の一部改正内容

(1) 指定を取り消す法人

ア 法人の名称

特定非営利活動法人ぱれっとの会

イ 指定を取り消す理由

当該法人が解散したため

ウ 改正の内容

条例別表の横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間(寄附金税額控除の適用を受ける期間)の終わりを法人の解散日(平成 26 年 3 月 6 日)に変更します。

(2) 新たに条例で指定する法人

ア 法人の名称

- ・特定非営利活動法人木々の会
- ・特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会

イ 改正の内容

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、条例の別表の最後に追加します。

※ 法人の概要については別紙 1、審査等の経過については別紙 2 をそれぞれ参照

条例別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人 ろばと野草の会	中区松影町 3 丁目 11 番地の 2	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ぱれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目 26 番 14 号	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 26 年 3 月 6 日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町 1,411 番地の 5	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目 10 番 12 号	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 25 番地の 1	平成 24 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 さくらんぼ	瀬谷区三ツ境 10 番地 6	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 市民の会寿アルク	中区松影町 3 丁目 11 番地の 2	平成 25 年 1 月 1 日から 平成 30 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目 9 番地の 9	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会	中区真砂町 3 丁目 33 番地	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで

指定を
取り消す法人

新たに指定
する法人

3 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第314条の7 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

- 3 第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※ 「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

申出法人の概要一覧

法人名	特定非営利活動法人 木々の会	特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会
代表者の氏名	理事長 宇田 達夫	理事長 岡村 道夫
主たる事務所の所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の9	横浜市中区真砂町3丁目33番地
設立年月日	平成19年3月1日	平成16年11月22日
定款に記載されている目的	精神障害あるいは心の病と呼ばれる様々な苦しみ悩みの中にある人々と、その身近な隣人となることを願う人々が、同じ地域社会の一員として連帯・協同することを通じて、それぞれの生きる手ごたえと新しい社会のあり方を見いだすこと。	「移動の権利は基本的人権の一つ」であると考え、移動支援に関わる団体・個人が連携し、その活動形態の違いを活かし協働することにより移動困難な人に対して、 1. 移動の手段を確保できること 2. 移動に関する権利が社会的に保障されること 上記の実現に関する事業を行い、あらゆる人が自分らしく生きることに深く結びつく、移動の自由に寄与すること。
活動分野	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	1 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 2 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 3 社会教育の推進を図る活動 4 まちづくりの推進を図る活動 5 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	1 障害福祉サービス事業 2 社会参加と地域交流に関する事業 3 生活支援に関する事業 4 研修・啓発・広報に関する事業	1 移動に関する情報提供・相談に関する事業 2 高齢者及び障害者等に対するサービスに関する事業 3 市民活動団体・個人の支援に関する事業 4 高齢者及び障害のある人等が利用しやすい交通システム・まちづくりの学習・検討・提言に関する事業 5 公共交通機関・医療機関・福祉機関・行政・社会福祉協議会、福祉活動団体などとの連携・協働に関する事業
活動地域	旭区	市内全域

審査等の経過について

1 指定の申出の受付

平成 25 年 12 月 2 日から平成 26 年 1 月 31 日まで指定の申出の受付を行ったところ、特定非営利活動法人木々の会、特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の 2 法人から指定の申出がありました。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

申出のあった特定非営利活動法人の指定の申出に係る書類について、申出日から 1 か月間、公衆の縦覧に供しました。

3 申出法人の審査

「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき、指定基準等の適合について次のとおり審査等を行いました。

(1) 申出に係る書類の確認

申出に係る書類の書面審査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(2) 実態確認調査

法人の主たる事務所での実態確認調査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

(3) 欠格事由の照会

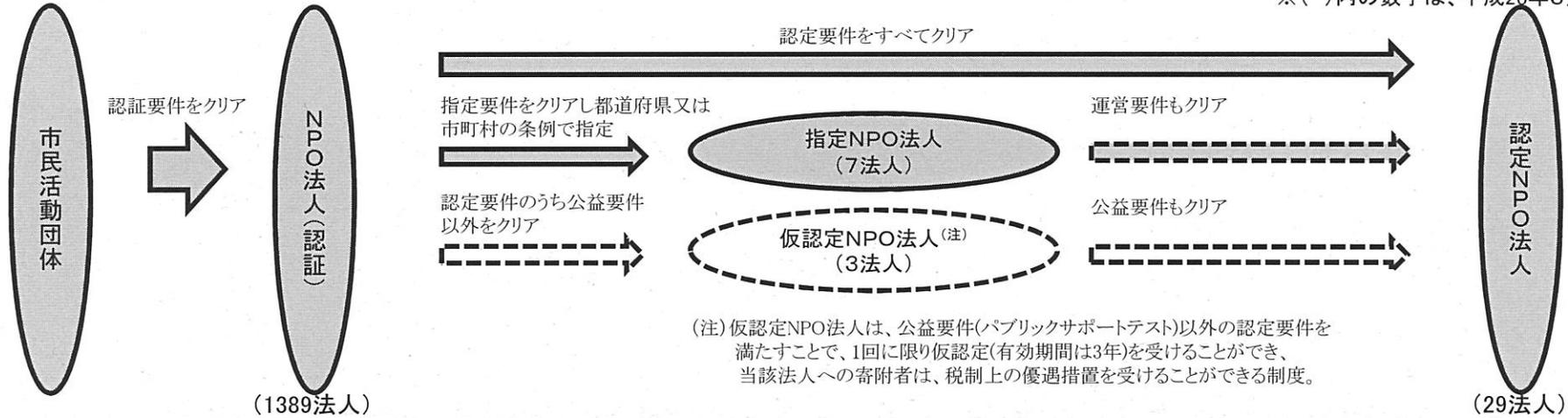
神奈川県警等に照会し、暴力団等の排除などを目的とした欠格事由に該当しないことを確認しました。

(4) 横浜市市民協働推進委員会での意見聴取

当該 2 法人の指定について、平成 26 年 3 月 17 日に、横浜市市民協働条例第 17 条に規定する市長の附属機関である「横浜市市民協働推進委員会」の意見聴取を行ったところ、基準等に適合しており、市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に指定することは妥当であるとの意見をいただきました。

NPO法人制度の概要

※()内の数字は、平成26年3月31日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (a) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (b) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア【 相対値基準 】経常収入額における寄附金額の割合が5分の1以上 イ【 絶対値基準 】年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	・提出書類の縦覧 ・書面上の形式審査	・提出書類の縦覧 ・書面審査 ・法人事務所等での実態確認調査 ・横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 ・横浜市議会での議決	・書面審査 ・法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の6%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の4%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる (2) <u>認定NPO法人になるための公益要件をクリア</u>	税制上の優遇措置 ・ 個人が寄附をした場合 (税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、6%分が市民税から、4%分が県民税からそれぞれ控除。 ・ 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入 ・ 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる ・ 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる
5 有効期間	なし	5年間	5年間